諮問番号：平成２９年度諮問第１号

答申番号：平成２９年度答申第５号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成○○年○○月○○日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求書の要旨

　　審査請求人は、平成○○年○月○日に亡くなった母から遺産を相続したが、審査請求人の資力が生じたのは、平成○○年○月○○日である。本件処分の通知書には「同年○月○日から同年○月○○日までに支払った保護費を返還せよ」となっている。少なくとも、同年○月中に、母より１円の資金も審査請求人の手元にきていない。又、法第６３条には母が亡くなった日より計算するとは、どこにも記されていない。

（２）平成○○年○月○○日に審理員が実施した口頭意見陳述における審査請求人の主張の概要

ア　平成○○年○月○○日における連絡ミスの件について

平成○○年○月○○日、同月○○日頃、母の後見人である弁護士から連絡が入り、相続人は審査請求人しかいないことを伝えられ、同月○○日にその記録と現金封筒が送られてきた（現金封筒の現物も持参している）。審査請求人はすぐに担当ケースワーカーに連絡し、同年○○月分の保護費を止めて欲しいと伝えたところ、担当ケースワーカーから、「同月分の保護費を止めることができなかったので、同月分保護費を受け取ってすぐに返してほしい」と言われた。そこで、審査請求人は、同年○月○○日、銀行関係の書類を集めるため別の市役所にいたが、電車、バスを利用して処分庁へ行った。しかし、処分庁の連絡ミスが原因で、○○月分の保護費を受け取れず、無駄足を踏まされた。

審査請求人は、返還金を払わないとは言っていない。ただ、同年○月○○日の処分庁の態度が全く納得できない。審査請求人は、まず、わび状を送ってほしい、それから話をしようと言った。納得させて欲しい。

イ　平成○○年○○月○○日付けで処分庁から送付された督促状について

平成○○年○○月○○日付けで、本件処分にかかる督促状が送られてきた。しかし、現在、審査請求中であり、処分庁からの弁明書が届くまでに督促状が届いたことに不服がある。

ウ　平成○○年○月分保護費の返還について

本件処分について合点がいかない。母の○○○○○○○○○がお金を送ってきたのが平成○○年○月○○日。つまり、同年○月分は生活保護費で生活している。ところが○月分も返還せよということは、○月分は母の遺産と生活保護費を二重でもらったことになる。母の遺産を実際に受けとったのは同年○月○○日なのに、なぜ同年○月分からなのか。担当者からも説明をうけていない。

　エ　処分庁は説明したつもりというが、理解できなかった。また、処分庁の職員の感覚で相手が理解していると決めつけるのではなく、被保護者一人ひとりの状態に応じて、口頭だけではなく文書を使うなど、丁寧かつ繰り返しての説明が必要である。この口頭意見陳述での説明をとおして、返還の理由については納得した。

（３）平成○○年○月○日に審理員が受領した審査請求人の書簡の概要

　　平成○○年○月○○日における連絡ミスの件について、審査請求人は、銀行関係の書類を集める為、別の市役所にいたのに、電車、バスを利用してわざわざ処分庁まで出向いて行った。その事が有った為、今もって処分庁を信用していない。

（４）平成２９年５月１８日及び同月２４日に大阪府行政不服審査会が受領した審査請求人の主張書面の概要

　ア　処分庁は、○○月分の保護費の支給が停止できたので、返還するために○月○○日に一旦受領する必要がなくなった旨の連絡を、審査請求人に事前に連絡したが電話が通じず、着信履歴から折り返し連絡をもらえると思っていたと弁明するが、そのような連絡はなく、○月○○日に処分庁に受取りに行ったときにわかった。

　イ　処分庁は、平成○○年○月○○日に審査請求人が処分庁に来所した際、母の死亡時から資力が発生するとの説明を行ったと弁明するが、そのような説明は受けなかった。

（５）平成２９年６月２７日に大阪府行政不服審査会が実施した口頭意見陳述における審査請求人の主張の概要

ア　母の遺産の一部を受け取ったのは平成○○年○月○○日であり、○月分の生活保護費返還を求められるのは納得できるが、○月は保護費だけで生活していた。○月分の返還を求められるのはなぜか。

イ　遺産が入ることについて、母の後見人である弁護士から連絡を受け直ちに福祉事務所に連絡した（○月○日）。その後も、福祉事務所とは何度も連絡を取っていたのに、○月分から返還が必要になることの説明などは一切なく、○○月にいきなり返還通知書が送付されてきた。

ウ　○月○○日、○○日頃、○○月から保護費の支給を停止してほしいと依頼した際、○○月分保護費の支給はその時点では停止できず、一旦窓口で受け取った後に、これを返還するように言われたので、保護費の支給日である○月○○日にわざわざ受け取りに行ったが、福祉事務所の連絡ミスで受け取ることができなかった。

エ　平成○○年○○月○○日に審査請求を提出したのに、○○月になって連絡もなく督促状が届いた。

オ　以上のような福祉事務所の対応に不信感を抱いている。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　平成**○○**年**○**月**○○**日に審理員が実施した口頭意見陳述における処分庁の主張の概要**

１　前記第２の１（２）アについて

審査請求人から母親の遺産を相続するので、生活保護を平成○○年○月末で打ち切ってほしいと連絡を受けた。担当ケースワーカーは、事務処理をするための必要な資料を持ってくるよう審査請求人に依頼し、審査請求人は○月○○日に資料を持参した。この時、担当ケースワーカーは、同年○○月分の保護費は同年○月○○日が支払日であり、支出手続後のため支払いを止めることはできないと考え、同年○○月分は支払われるので、同年○月、○月及び○○月の３カ月分を返してほしいという話をした。

しかし、その後、審査請求人の保護費は窓口払いであったことから、○○月分の支払いを止めることができることが判明したため、担当ケースワーカーはすぐに支払いを止め、審査請求人に連絡したが、電話が通じなかった。担当ケースワーカーは、着信履歴を見た審査請求人から折り返し連絡をもらえると思っていた。担当ケースワーカーはその後も何回も連絡するべきだったが連絡しなかったため審査請求人に迷惑をかけてしまった。

２　前記第２の１（２）イについて

督促については事前に電話を入れるなど、もっと丁寧に対応するべきだった。しかし、督促は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）上行わなければならないと規定されている。また、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２５条では、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続きの続行を妨げない。」と規定されており、審査請求をしていても手続は継続する。

３　前記第２の１（２）ウについて

平成○○年○月○○日、担当ケースワーカーから、母親が亡くなった時が資力発生時点であること、よって、同年○月、○月及び○○月分を返還してもらうことになると説明した。審査請求人は、説明当時、現在のように返還を反対しなかったという感覚でいたので、繰り返しの説明をしなかった。

「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（以下「問答集」という。）に、「法第６３条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時」とはっきり書かれているので、審査請求人が遺産の一部を受け取った平成○○年○月○○日を資力発生時点とする取扱いはできない。

４　審理員から「資力の発生時点について、問答集の提示や文書をもって説明したか。」と質問したところ、処分庁は、「口頭のみであった。」と回答した。

５　審査請求人には説明したつもりだったが、審査請求人から十分でなかったと言われた点については反省している。

**第４ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、審査請求人が母親の遺産を相続したため、母親の死亡日を資力の発生日とし、母親の死亡日以後に支給した保護費に相当する額について返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、資力が発生した日は、遺産の一部が入金された平成○○年○月○○日であり、同年○月○日からの保護費を返還せよというのはおかしいこと、また、法第６３条には母親が亡くなった日から計算するとはどこにも記されていない旨主張する。

　　しかしながら、処分庁は、審査請求人が受領した遺産の額が、審査請求人に対し相続開始時以後に支給した保護費の総額を上回るため、当該保護費を返還請求の対象とし本件返還決定を行ったものであり、法第４条、第５条及び第６３条、民法（明治２９年４月２７日法律第８９号）第８８２条及び８９６条、問答集問１３－６の答（２）に照らし、母親の死亡日を資力発生時点とし、審査請求人の保護を廃止した平成○○年○○月○日までの同年○月分及び○月分の保護費相当額を返還額とした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。また、本件処分の決定通知書には、返還期間について「平成○○年○月○日から」との記載があること及び処分庁は母親の死亡時から資力が発生する旨の説明を行ったことが認められることから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

　　なお、本件の主な争点は、資力の発生時点をいつと捉えるか、また、その説明がなされていたかであり、処分庁の丁寧な説明があれば審査請求人の理解を得られたのではないかと思われる。処分庁においては、被保護者に対し、処分の決定を行う際は、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めなくてはならないことを付言する。

**第５ 調査審議の経過**

　平成２９年５月８日　　　諮問の受付

　平成２９年５月９日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：５月２５日

口頭意見陳述申立期限：５月２５日

　平成２９年５月９日　　　第１回審議

　平成２９年５月１８日　　審査請求人の主張書面及び口頭意見陳述申立書を受領

　平成２９年５月２４日　　審査請求人の主張書面（追加）を受領

　平成２９年５月３１日　　第２回審議

　平成２９年６月２７日　　審査請求人の口頭意見陳述実施、第３回審議

　平成２９年７月４日　　　第４回審議

**第６ 審査会の判断**

１　前提事実

　本件処分は、法第４条第１項、法第６３条及び問答集問１３-６の答（２）に基づき、遺産相続により資力が発生した被保護者に対して、保護に要した費用の返還を求めたものである。

　法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定する。すなわち、資力があるにもかかわらず保護を受けたことが適用要件であり、その返還額は保護の実施機関が定める額とされ、裁量の余地があることが本条の規定から認められる。

２　判断

　まず、資力を有することとなる時点については、民法第８８２条及び第８９６条の規定により、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされることから、遺産相続の際の保護費の費用返還に関する問答集問１３－６の答（２）の考え方に不合理はなく、審査請求人の母親が死亡した日を資力の発生時点とすることは妥当である。したがって、問答集１３－６の答（２）に基づき処分庁が行った本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

　次に、法第６３条における返還額の決定にあたって、保護の実施機関は裁量権を有すると考えられるが、審査請求人が相続した預貯金及び現金は○○○万円を超えているのに対し、返還決定額は約２４万円であることから、本件処分により審査請求人の自立が阻害されることはなく、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第７ 付言**

　なお、処分庁が提出した事件記録のうち「ケース記録票」は、福祉事務所が行った調査や検討の内容、被保護者とケースワーカーとのやりとり等が記載されているものであるが、本件処分に関連する審査請求人と処分庁との電話及び面談等による連絡の記録が著しく乏しく、既支給の保護費の返還に関する説明を行ったかどうか、審査請求人の納得を得られたかどうかも記録されていない。審査請求人が処分庁に対して抱く不信感は、これら記録のありようからも推量され、処分庁は、審査請求人の理解を得られるようもっと丁寧に説明を行うことが適当であったと考える。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　中川　元

委員　　　　　前田　雅子